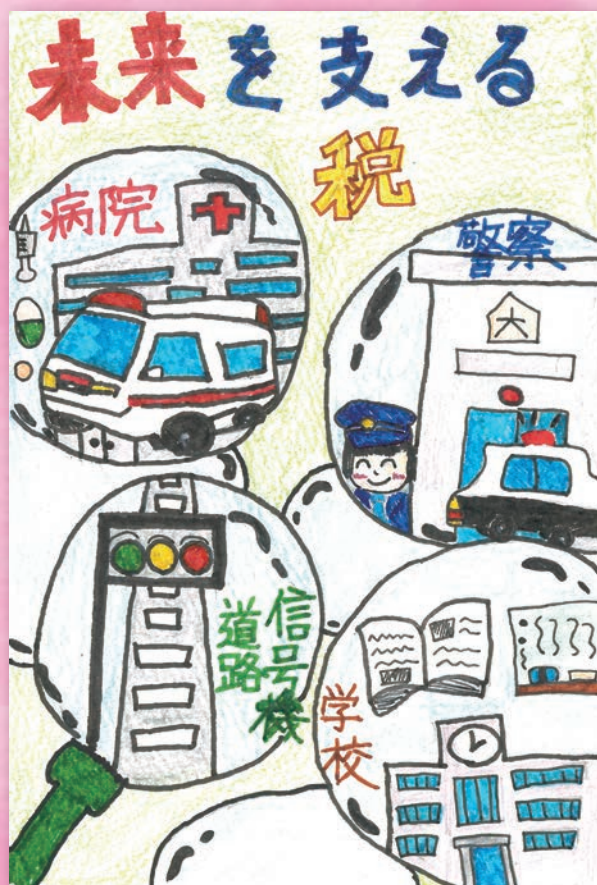


ほうじん ななお



税に関する絵はがきコンクール

七尾法人会長賞



鳥屋小学校6年生 北原 陽菜 さん

七尾法人会女性部会長賞



石崎小学校6年生 上野 葉月 さん

七尾税務署長賞



鹿西小学校6年生 永源 円香 さん

公益社団法人七尾法人会 第7回通常総会

公益目的事業の着実な推進



5月27日、加賀屋において、森谷七尾税務署長をはじめ多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第7回通常総会が開催された。会長あいさつの後、【報告事項】平成31年度事業計画及び同収支予算並びに平成30年度事業報告、引き続き、【審議事項】平成30年度収支決算報告並びに役員選任（案）が説明され承認され、満場一致で承認可決された。総会に引き続きNHK大相撲解説者 舞の海秀平氏より「可能性への挑戦」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は、次のとおり。）

社団化40周年記念講演

演題 「可能性への挑戦」

二度の新弟子検査とへそ曲りな性格 大学を卒業後、山形県で高校の教師をする予定になっていました。が、卒業の二か月前、後輩の突然死で、“たった一度しかない、あっという間の人生。今しかできない、今、本当にやりたいことに挑戦していこう。それが大相撲。”ということで大相撲入りを決断します。

新弟子検査というのがありまして、173センチ、75キロ、内臓検査をパスした25才以下は、誰でも入れます。

身長168.5センチしかない私は無理だったのです。そこで、検査の当日の朝、部屋の兄弟子から鬢付け油をお借りしまして、おにぎりのようにして頭のとっぺんに置き、髪の毛で隠して、部屋を出発しました。ところが、その日、異常気象で、気温が上昇するにつれ、油が溶け出してきます。新弟子検査の会場に着きますと、身長、体重、体力測定、それぞれ協会の親方が担当します。

運が悪く、横綱柏戸という厳しい親方が担当していました。油の塊が見つかってしまい、ものすごく、叱られ、不合格。失意のどん底で部屋に戻り、「落とされたんですけど。」と言ったら、「オッ、落ちたか。はっ、はっ、はっ、はっ」と、師匠は、嬉しそうなのです。もう、佐田の山にも、柏戸にも、頭にきてしましまして、“大阪に居ても、初土俵は踏めない。”と考え、誰にも言わず、勝手に、東京に戻ってきました。真面目で、素直な性格だったら、“173センチ無いとだめなんだなあ”と。素直に、終わりにしているところですが、性格がへそ曲り。自分の身長が足りないことを棚に上げて、この173センチという相撲界の規定を、恨むわけです。怪しむわけです。なぜ、173センチ必要なのだろうか。170センチ無くても、工夫次第で、戦えるかもしれない。よし、何としても、それを証明してみせたい。

そのためには、目の前の、この規定を、取りあえず、クリアしなければいけないと考えました。

次の新弟子検査とは、二か月後の5月場所の直前。美容外科に行ってみましたら、「頭にシリコン入れてみませんか。」と。次の新弟子検査の前日にでも、全身麻酔を打たれ、意識が戻ったら、頭がポッコリ腫れて、次の日、合格になるのかなあ、と思っていたら、次の新弟子検査の一か月前に手術をしますと。困難な手術でしたが、水を詰め込むことに成功し、二度目の新弟子検査が行われる両国国技館に向かいました。また、身長を計るのは、柏戸かなと思っていたら、今度は、横綱北の海。自分の番が来るまで、もう頭が痛くて横になっていました。なぜか、北の海さんがやって来まして、「痛いかな。」と、「もう少ししの辛抱だから、頑張れ。」と言う訳です。二度目の新弟子検査で、合格することができまして、晴れて、財団法人日本相撲協会の力士とすることができました。シリコンを入れて合格しました。取りあえず一場所、シリコンを入れたまま、相撲を取って、その場所後、袋を取り除きました。今でも、痛みますね。後悔は、していないです。

出羽の海部屋の師匠 佐田の山 師匠の佐田の山から、本当のことを聞きました。「お前は、せっかく就職が内定していた。この世界でやっていくには、あまりにも、小さすぎる。余計な苦勞をするよりも、大人しく就職してくれた方が、お前のためになると思った。検査に落ちれば、諦めて帰るだろう。」と。帰っていった



時には、ほっとしたそうです。しかし、二か月後に、突然、シリコン入れて現れたから「びっくりした。」と。「本当に、その体で、やる気があるのであれば、一度落ちても、必ず、また、帰ってくると思っていた。」と。そう言われた時、ハッとしました。どうやら、本気で、人生掛けて挑戦しに来た男なのか、一時的な憧れだけで押し付けてきたのか。私の覚悟を試されたものと納得がいきました。いろんな話をして、私達を育ててくれました。

新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 新谷 登志美 氏

署長プロフィール

(略 歴) 金沢税務署 筆頭特別国税調査官(法人税等担当) (平成23年7月)
金沢税務署 副署長 (平成25年7月)
税務大学校 金沢研修所 幹事 (平成27年7月)
金沢国税局 総務部 厚生課長 (平成29年7月)
金沢国税不服審判所 管理課長 (平成30年7月)

秋冷の候、公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、金沢国税不服審判所管理課長から七尾税務署長を拝命しました新谷（あらや）でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から貴会の事業活動を通じ、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本年は、社団化40周年を迎えられ、誠におめでとうございます。

七尾税務署管内の二市三町は、美しい自然に恵まれ、それぞれに輝かしい伝統と文化があり、魅力にあふれております。

私は羽咋市出身で、現在は志賀町に住んでおり、七尾税務署勤務は19年振りとなります。この度、愛着あるこの地で再び勤務できますことは、大変光栄でありますとともに、与えられた職責の重さに身が引き締まる思いであります。

貴会におかれましては、公益社団法人として、地域社会に密着した社会貢献活動を積極的に展開されるとともに、税のオピニオンリーダーとして、税の広報活動をはじめ、各種説明会・講演会等の開催、児童・生徒に対する租税教室の開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に大きな貢献をされておられますことに改めて感謝申し上げます。

このような公益事業をはじめとする貴会の活動を通じた、今日のご発展は、小田会長をはじめ役員、そして会員の皆様方の並々ならぬご尽力の賜物と心より敬意を表する次第であります。

私ども税務当局といたしましては、貴会及び会員の皆様方との相互信頼・協調関係を大切に、貴会の事業活動に可能な限りご支援をさせていただき所存でございますので、引き続き充実した魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

上げます。

ところで、近年、ICT化の更なる進展等により、新しい分野の経済活動が広がりを見せており、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

私どもといたしましては、税制や税務行政の周知・広報に努めることはもとより、e-TaxなどICTを活用して、納税者の皆様の環境整備に取り組むとともに、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでまいります。

また、10月1日より実施された消費税率の引き上げ及び軽減税率制度については、今後とも当制度を幅広く周知・広報していくことに加え、初回申告を見据えた指導や丁寧な相談対応など、制度の円滑な実施・定着に向けてきめ細やかな対応を行っていくこととしております。引き続き、税務行政に対しましてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

令和元年7月10日現在

署 長	新谷登志美
総務課長	木田 太郎
管理運営部門統括官	吉田 実
管理運営・徴収部門統括官	若林 輝夫
個人課税第一部門統括官	高山 太
個人課税第二部門統括官	河口 将
法人課税第一部門統括官	山崎 智彦
法人課税第二部門統括官	大野 敏治
法人課税第一部門総括上席	
国税調査官（法人会担当）	伊賀 敦子

国・地方の基礎的財政収支の黒字化目標の達成を

10月3日、三重県津市産業・スポーツセンターにおいて多数の役員・会員の参加を得て、第36回法人会全国大会が開催され、全国約80万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与でき

るよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。



5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

“先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3)中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

III. 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラ

スパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

令和2年度税制改正スローガン

- **経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！**
- **適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！**
- **中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を！**
- **中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！**

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇屋、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

(軽減税率制度実施(2019年10月)後)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇屋、仕出弁当代)	□,□□□
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目

8%対象

10%対象

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■ ■ ■ ■, ■ ■ ■ ■	● ● ●, ● ● ●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲ ▲, ▲ ▲ ▲	▲ ▲, ▲ ▲ ▲	◇ ◇, ◇ ◇ ◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇ ◇, ◇ ◇ ◇
----------	------------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。

2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

定例研修会



8月21日、22日の両日、七尾、羽咋の2会場で今般の働き方改革関連法の成立を受け、「今後の労務管理の在り方」を題材に説明会を開催した。

講師は、北陸税理士会七尾支部 税理士・社会保険労務士 中野稔氏。

社会貢献事業

本年も七尾税務署管内の小学5、6年生に対して、マンガ本（全国法人会総連合作成の租税教育用テキスト）、下敷（東京の四谷法人会青年部会作成）を配付することとしている。



新設法人説明会

昨年12月13日、七尾税務署との共催により、新設法人説明会を開催した。

出席した新設法人に対して、公益社団法人七尾法人会は、七尾税務署管内の約1,060社が加入する経営者の団体であり、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することに取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを積極的に行った。

インターネットでセミナー受講

七尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

(<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>)

一流講師による映像と音声による本格的セミナーを無料で受講いただけますので、ご利用ください。

七尾法人会トップページの「インターネットセミナー」バナーをクリック、ログインページに入って会員専用のIDとパスワードを入力してください。(ID hj2207 パスワード 6629)

《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収完全実施のお知らせ

事業主のみなさまへ

石川県内のすべての市町は、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組んでいます！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

石川県内のすべての市町は、原則すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定し、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組んでいます。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回とする「納期の特例」制度があります。また、例外的に普通徴収が認められる場合もありますので、各市町へお問い合わせください。

《お問合せ先》

◎手続について	七尾市税務課	TEL: 0767-53-8412、	羽咋市税務課	TEL: 0767-22-7130、
	志賀町税務課	TEL: 0767-32-9142、	宝達志水町税務課	TEL: 0767-29-8150、
	中能登町税務課	TEL: 0767-74-2807		
◎制度について	石川県総務部税務課	TEL: 076-225-1271		



青年部会だより

本年度、青年部会では、租税教育委員会、研修委員会及び交流委員会を同時開催し、連携を強化し、会活動の活性化を図ることとしました。

租税教室の開催

社会貢献活動として小学校6年生を対象に取り組んでいる租税教室を、鹿西小学校、田鶴浜小学校、宝達小学校、鳥屋小学校及び天神山小学校の5校で開催した。女性部会が取り組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から、生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考える貴重な時間になったことがうかがえた。



鹿西小学校



田鶴浜小学校



宝達小学校



鳥屋小学校



天神山小学校

研修視察

昨年10月5日から6日、研修視察を実施した。大阪市の和気産業株式会社(DIY用品の専門商社)を視察した。

テーマを「流通の仕事に必要なチカラとは」として担当役員の方から“お客がどんな物品をどう使うか”をイメージして、営業マンが売る前に自ら手にして、バイヤーとの繋がりが密接になるよう努めている旨の説明があり、部会員は自らの企業における対応策をさぐる参考となった。

その後、大阪造幣局を訪問し、貨幣の偽造防止技術等に目をみはった。



七尾税務署長表彰

5月15日開催の第28回通常総会において、七尾税務署より租税教育の推進等の功績に対して感謝状の贈呈を受けました。



交流会

昨年12月7日、輪島法人会青年部会との交流会を実施し、輪島工房長屋においてMy箸づくりを体験した。千枚田へ移動し「あぜのきらめき」を見学、その後、助すしで親睦を深め、活動のあり方などについても討論した。

青年部会会員募集中!

我々の仲間になりませんか!!

当青年部会では、企業の経営者として、幅広い知識と教養を深めるため、経営、税務等を中心とした研修会、講演会等を開催するほか、会員相互の親睦交流を図ることを目的に活動しています。

<会員資格>七尾法人会員の事業所に勤務する50歳未満の経営者または役員、もしくは役員に準ずる者

<年会費>5,000円

<お問合せ> (公社)七尾法人会 電話 0767-53-6629

女性部会だより

租税教室及び絵はがきコンクール優秀作品の表彰式

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を通じて、小学生に「税の果たす役割」などについて学んでいただき、そこで得ることができた知識や感想を絵はがきに描いて「税」の理解をより深めてもらうことを目的に取り組んでいます。平成30年度は絵はがきの応募総数は203作品、その中から優秀と認められた30作品について、2月1日、七尾西湊合同庁舎において表彰式を行った。



租税教室 石崎小学校



1億円レプリカ



絵はがきコンクール表彰式

研修視察

女性部会は、6月19日、20日の両日、『めがねミュージアム』（鯖江市）と『国立印刷局彦根工場』（彦根市）にて研修視察を実施した。

『めがねミュージアム』では、担当の松尾さんから「良いものを造れば必ず認めてもらえる。」という時代は過去のこと。現在は、個々の企業の力だけでなく、産地全体の力を結集し、この両輪で、お客さんから「皆と同じでなく、自分はこれを身に付け、心の満足が欲しい。」という意識拡大が図られるよう、眼鏡造りに取り組んでいる旨の説明があった。次に『国立印刷局彦根工場』では、総務課の林さんの案内で工場見学をし、偽造されない高均質で、かつ、時代のニーズと文化に合致した「お札」を製造している旨の説明を受けた。

元号が「令和」になり、新しい紙幣のデザインも発表されて間もない紙幣製造工場の見学は目新しく、加えて、新元号になっても昔からの技術で支えられる伝統産業を実感できた。

今年も、新たな羽をまた一枚身に付け、明日に向かって羽ばたける良き研修となった。



租税教育研修会

4月10日多田屋において森谷七尾税務署長を来賓として迎え、第24回通常総会が開催され、本年も引き続き、租税教室、絵はがきコンクールに取り組むこととした。総会終了後、七尾法人会青年部会租税教育委員会委員長 坂室幸志氏を講師に迎え、「租税教室の進め方」のテーマで研修会が行われた。



交流会

10月10日、輪島法人会女性部会との恒例の交流会が21名の参加を得て開催された。当日は、宝達志水町の参天製薬(株)能登工場を見学の後、やわらぎの里「人形館」、喜多家を見学し親睦を深めた。



全国女性フォーラム「富山大会」

4月25日、全法連及び全法連女性部会連絡協議会主催による「第14回法人会全国女性フォーラム」が富山産業展示館で開催され、全国から約1,600名が参加した。大会キャッチフレーズは「煌く女性の輪—富山から未来へ—」。第一部の記念講演では、俳優、映画監督の奥田映二氏より「我が映画人生」と題し、講演が行われた。

『税を考える週間』 “税の役割と税務署の仕事” 《11月11日(月)～11月17日(日)》

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。今年は、「暮らしを支える税」をテーマとして各種行事を行います。

税務署長表彰

おめでとうございます。
この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。



山田 外志勝 氏

七尾税務署管内の主な行事

【小中学生の税に関する作品展】

市 町	会 場	展 示 期 間
七 尾 市	ミナクル3F 市立図書館前	11月 8日(金)～11月18日(月)
羽 咋 市	コスモアイル羽咋	11月11日(月)～11月17日(日)
志 賀 町	志賀町文化ホール	11月11日(月)～11月17日(日)
	富来活性化センター	11月11日(月)～11月17日(日)
宝達志水町	生涯学習センター さくらドーム21	11月 2日(土)～11月15日(金)
中能登町	アルプラザ鹿島	11月11日(月)～11月17日(日)

【納税表彰式】

日 時	会 場
11月15日(金) 15:00～	七尾西湊合同庁舎 1F 共用会議室

【平成31年分 年末調整説明会の開催日程】

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月19日(火)	10:00～12:30	矢田郷地区コミュニティセンター (旧七尾サンライフプラザ)	七尾市・中能登町 志賀町
	13:30～15:30		
11月21日(木)	13:30～15:30	羽咋すこやかセンター	羽咋市・志賀町 宝達志水町

【消費税の軽減税率制度説明会の開催日程】

開 催 時 間		説 明 内 容 等
午 前 の 部	① 10:00～10:45	《①及び③の説明内容》 ○軽減税率制度(対象品目・帳簿及び請求書等の記載方法など)の概要 ○適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要
	② 11:10～11:30	
午 後 の 部	③ 13:30～14:15	《②及び④の説明内容》 ○区分経理・決算処理・消費税等の申告書作成等
	④ 14:30～15:00	

会 場	開 催 日	時 間 等	対 象 者	問 合 せ 先
七尾西湊合同庁舎 1階 共用会議室	11月 7日(木)	午前の部	個人事業者	七尾税務署 個人課税第一部門
		午後の部	法人	七尾税務署 法人課税第一部門
	12月12日(木)	午前の部	個人事業者	七尾税務署 個人課税第一部門
		午後の部	法人	七尾税務署 法人課税第一部門

問合せ先電話番号 個人課税第一部門 (0767-52-9336 (直通)) 法人課税第一部門 (0767-52-9338 (直通))

事務局だより

(平成31年4月1日～令和元年10月31日)

- 4. 1 0 女性部会役員会
- 4. 1 0 女性部会第24回通常総会・記念講演会
- 4. 2 4 第1回理事会
- 4. 2 4 福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 2 5 青年部会新旧正副部会長会議
- 5. 1 5 青年部会役員会
- 5. 1 5 青年部会第28回通常総会・記念講演会
- 5. 2 7 第7回通常総会・記念講演会
- 5. 2 7 第2回理事会
- 6. 1 9 女性部会研修視察(19日～20日)
- 7. 1 青年部会租税教室 鹿島小学校
- 7. 1 6 青年部会正副部会長会議
- 7. 1 8 女性部会正副部会長会議
- 8. 2 1 定例研修会 七尾会場
- 8. 2 2 定例研修会 羽咋会場
- 8. 2 6 青年部会正副部会長会議
- 8. 2 6 青年部会各委員会及び親睦交流会
- 9. 3 青年部会租税教室 富来小学校
- 10. 1 0 輪島法人会女性部会との交流会
- 10. 2 1 青年部会研修視察(21日～22日)
- 10. 2 4 女性部会租税教室 相見小学校
- 10. 3 0 第3回理事会
- 10. 3 0 福利厚生制度推進連絡協議会

新 会 員 紹 介

◆ (平成30年11月1日～令和元年10月31日) ◆

◇正会員(定款第5条1項1号)

法 人 名	代表者氏名
株式会社 アースメイカー北陸	古木 優
株式会社 嵐工業	嵐 正一
株式会社 魚春水産	春木 直人
株式会社 姥浦管工業	姥浦 孝次
ト部製パン 株式会社	ト部 由剛
カエルマネジメント 合同会社	佐伯 茂
株式会社 蔵	中西 重寛
有限会社 サクラコーポレーション	北 信幸
株式会社 JAアグリはくい	山本 好和
株式会社 スギヨファーム	杉野 哲也
株式会社 第一次産業	川上 仁志
有限会社 高田石材店	高田 勝
経編アモーゼ 株式会社	羽部 哲正
有限会社 徳サン工業	林 義昭
一般社団法人 ななお・なかのとDMO	濱 暉元
農事組合法人 たなかふあーむ	田中 哲
合同会社 のとしし団	加藤 晋司
北陸化繊 株式会社	横山 隆之
株式会社 山崎麻織物工房	山崎 隆
流羽布 株式会社	羽部 敏徳

◇賛助会員(定款第5条1項2号)

事業所名	代表者氏名
あめたに建築	鮎谷 将司
健友館鹿島	堀下 謙一
J I N H A I R	窪田 裕人
日本郵便(株)和倉温泉郵便局	立川 尚人

会 員 募 集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

◆お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629

◆ホームページのご案内
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

石川県内のすべての市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。
自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間 8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く)

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等

※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になりました。

《電子申告についてのお問合せ先》

地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

T E L 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター 直之くん

税に関する絵はがきコンクール作品

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



宝達小学校6年生 久保 虎太郎 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 多胡 結乃 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 細川 理恵 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 石川 舞桜 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



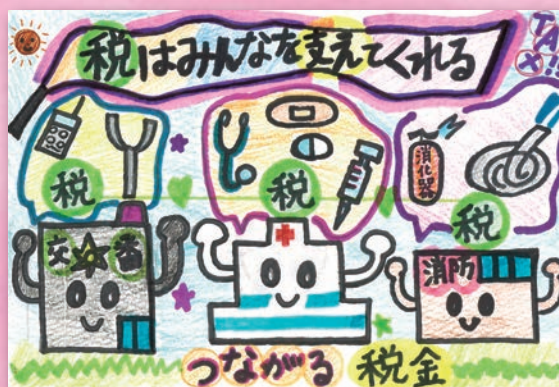
鳥屋小学校6年生 山元 優梨華 さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



天神山小学校6年生 中嶋 あこ さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



石崎小学校6年生 蛸原 優 さん